

札幌市証明等手数料条例及び札幌市住民基本台帳条例の一部  
を改正する条例案

平成27年(2015年)9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市証明等手数料条例及び札幌市住民基本台帳条例の一部  
を改正する条例

(札幌市証明等手数料条例の一部改正)

第1条 札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表7の2の項の次に次のように加える。

7の3	通知カードの再交付	1件	500円	
-----	-----------	----	------	--

第2条 札幌市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中7の2の項を削り、7の3の項を7の2の項とし、同項の次に次のように加える。

7の3	個人番号カードの再交付	1件	800円	
-----	-------------	----	------	--

(札幌市住民基本台帳条例の一部改正)

第3条 札幌市住民基本台帳条例(平成17年条例第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第9条及び第10条第5項中「第7条第4号、第5号及び第9号」を「第7条第4号、第5号及び第8号の2」に改める。
- (2) 第11条第1項及び第12条第7項中「第7条第13号」を「第7条第8号の2及び第13号」に改める。
- (3) 第22条第1項及び第2項中「き損」を「毀損」に改める。
- (4) 第29条中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

(理 由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるとともに、住民票の写し等の請求及び交付に関し所要の改正を行う等のため、本案を提出する。